

令和4年度青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要領

第1 目的

この要領は、青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成16年6月22日制定）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者並びに児童発達支援センターを除く指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導に関して、必要な事項を定める。

第2 指導事項

実地指導及び集団指導における指導事項は、次に掲げる事項とする。

1 人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する事項

指定障害福祉サービス事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、指定障害者支援施設にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）、指定一般相談支援事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、指定障害児通所支援事業者にあつては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）及び各基準に係る解釈通知等に基づく事項とする。

2 自立支援給付及び障害児通所給付に係る費用の請求に関する事項

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、指定一般相談支援事業者にあつては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、指定障害児通所支援事業者にあつては「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）及び各基準に係る留意事項通知等に基づく事項

3 その他必要な事項

第3 指導対象の選定

指導はすべての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導の実施形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

1 実地指導

- (1) すべての指定障害福祉サービス事業者等について、原則として3年に1回対象とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度により県が認証した指定障害福祉サービス事業者等については、当該認証の有効期間は、原則として定期的実施する実地指導の選定対象から除外する。

- (3) 前年度実地指導を実施した指定障害福祉サービス事業者等のうち、引き続き実地指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。
- (4) その他特に指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。

2 集団指導

すべての指定障害福祉サービス事業者等を対象とする。

第4 指導方法等

1 実地指導

(1) 指導通知

指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

ア 実地指導の確認項目等

指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徹し確認するものとする。

イ 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、県が既に保有している文書については、再提出を求めず、県内部での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提

出済の内容変更のない書類等)の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する実地指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、実施機関の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うこととする。

オ 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び実施機関双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

(3) 指導結果の通知

指導の結果については、後日文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

改善を要すると認められた事項について、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項については、指導結果を通知した日から起算して1ヶ月以内に、改善報告書の提出を求める。

2 集団指導

(1) 指導通知

あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

自立支援給付に係る障害福祉サービス等及び障害児通所給付に係る障害児通所支援事業の取扱い、自立支援給付及び障害児通所給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

第5 指導後の措置

1 再度の実地指導

実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分であると認められる等必要な場合は、再度実地指導を行う。

2 監査への変更

実地指導の結果、青森県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱(平成16年6月22日制定。以下「監査要綱」という。)に定める監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の選定基準に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者若しくは入所者又は障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付又は障害児通所給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第6 情報提供

指導結果の内容について、必要に応じ、指導を実施した指定障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して情報提供を行う。

第7 関係機関等との連携

指導の実施に当たり、必要がある場合は、関係機関等と協議の上、連携して行う。
また、市町村が指導を実施する際、指導の実施に関して相談があった場合は、必要な助言を行う。

第8 指導による指摘に伴う自立支援給付又は障害児通所給付に係る費用の自主返還措置

- 1 実地指導において、自立支援給付に係る障害福祉サービス等若しくは障害児通所給付に係る障害児通所支援事業の取扱い又は自立支援給付若しくは障害児通所給付に係る費用の請求の内容に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、指摘事項に係る自主点検の指示を行う。この場合、指摘事項について、全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書又は全障害児に係る障害児通所給付費・入所給付費等明細書等関係書類を対象に、原則として過去5年間について自主点検させ、その結果を県に対して報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対して自主返還の指示を行ったときは、関係する市町村に対し、当該指定障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等が不当請求分に係る自主返還を完了したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して返還の内容及び返還金額等について報告を求める。

なお、一定期間を経過しても返還が行われない場合は、速やかに当該指定障害福祉サービス事業者等に対して監査を実施する。

主眼事項及び着眼点等	(各サービス共通) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定居宅介護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定重度訪問介護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定同行援護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定行動援護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定療養介護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定生活介護) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定短期入所) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定重度障害者等包括支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定障害者支援施設等) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定自立訓練(機能訓練)) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定自立訓練(生活訓練)) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定就労移行支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定就労継続支援A型) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定就労継続支援B型) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定就労定着支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定自立生活援助) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定共同生活援助) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定地域移行支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定地域定着支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(指定計画相談支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(児童発達支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(医療型児童発達支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(放課後等デイサービス) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(居宅訪問型児童発達支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(保育所等訪問支援) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(福祉型障害児入所施設) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(医療型障害児入所施設) 別添のとおり
主眼事項及び着眼点等	(障害児相談支援) 別添のとおり